

成田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小になることを主な目的として、本市における新型インフルエンザ等対策の総括的な計画として位置づけ。

新型インフルエンザ等対策特別措置法

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

⇒ 市では特措法に基づく「成田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年10月に策定

今回の改定について

- 新型コロナウイルス対応や関係法令の改正等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が改定（約10年ぶり、初めての抜本改定）。これを受けて令和7年3月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）が改定された。
- 市町村行動計画は、政府行動計画及び都道府県行動計画との整合性を図り、「市町村行動計画作成の手引き」を基に改定を進める。

改定のポイント

1. 各対策の対応期を3期（準備期、初動期、対応期）に分類

感染症の特徴等に応じて幅広く対応できるシナリオとするため、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、3つの時期（準備期、初動期、対応期）に区分し、時期ごとの特徴を踏まえ、対応を行う。

改定前		改定後		
① 未発生期	➡	①	準備期	発生前
② 海外発生期		②	初動期	政府対策本部の設置から、基本的対処方針の策定・実行まで
③ 国内発生期（県内未発生期） ～県内発生早期		③	対応期	封じ込めを念頭に対応する時期
④ 県内感染期	病原体の性状等に応じて対応する時期			
⑤ 小康期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期			
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期			

- 平時における取組の充実
「未発生期」として記載していたものを「準備期」とし、研修及び訓練の定期的な実施、人材育成、関係機関との連携体制の構築等準備期の取組を記載
- 感染対策の柔軟かつ機動的な対応
「対応期」において感染拡大の繰り返しや対策の長期化を想定し、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策に切り換える

2. 対策項目を改定前の5項目から8項目に拡充

政府行動計画、県行動計画及び政府ガイドライン等に基づき、市町村において取組が必要となる対策として、新たに「保健」「物資」の2項目と成田国際空港が所在する本市の実情を踏まえ、「水際対策」を加えた8項目を主な対策項目とする。

改定前	改定後
① 実施体制	① 実施体制
② 情報提供共有	② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③ 予防まん延防止	③ 水際対策【新規】
④ 予防接種	④ まん延防止
⑤ 市民生活及び市民経済の安定の確保	⑤ ワクチン
	⑥ 保健【新規】
	⑦ 物資【新規】
	⑧ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

各対策8項目の概要

1. 実施体制（行動計画P23）

- ・ 平時から県、医療機関などの関係機関との連携を図り、研修の参加や訓練の実施などの取組を実施し、感染症危機への対応能力を高め、有事に備える
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、国・県の動きに合わせ、警戒本部・対策本部を速やかに設置する

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（行動計画P32）

- ・ 平時から、感染症に関する情報、基本的な感染対策等について、分かりやすい情報提供・共有を行う
- ・ 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民が適切に判断・行動できるようにする
- ・ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあるため、科学的根拠に基づく情報を発信し市民の不安の解消に努める

3. 水際対策（行動計画P40）

- ・ 平時から、成田国際空港保健衛生協議会等への参加や国が実施する研修及び訓練に協力することにより、国との連携を強化する
- ・ 検疫手続の対象となっている入国者について明らかになった場合には、国が講ずる水際対策について情報収集を行い、国・県の要請に協力する

4. まん延防止（行動計画P42）

- ・ 平時から手洗いなどの基本的な感染対策の啓発を行うとともに、感染が疑われる場合は、感染を広げないように不要不急の外出を控えることなど感染拡大防止の対応策等について、理解促進を図る
- ・ 感染症の特徴、状況の変化等に応じて、各種のまん延防止対策を講じるとともに市民・事業者への周知・普及を行う

5. ワクチン（行動計画P48）

- ・ 平時から国及び県のほか医療機関や事業者等とともに必要な準備を行うとともに予防接種事務のDX化を推進することにより、円滑なワクチン接種を実施する
- ・ 有事には、予防接種に係る情報提供・共有を行いながら、構築した接種体制に基づき、ワクチン接種を速やかに実施する

6. 保健（行動計画P62）

- ・ 市民等の生命及び健康の保護のため、県が実施する感染者の健康観察及び生活支援等に協力するとともに本市独自の生活支援窓口を設置する

7. 物資（行動計画P63）

- ・ 感染症対策物資等の備蓄の推進等を図り、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保に努める

8. 住民の生活及び地域経済の安定の確保（行動計画P64）

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行うとともに新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するための必要な支援等を行う